

(別紙)

## 公立鳥取環境大学学長候補者の選考（再任審査）について

平成29年4月3日

公立鳥取環境大学学長選考会議

平成29年度末をもって、高橋 一 学長の任期（4年：平成26年4月1日～平成30年3月31日）が満了することに伴い、次のとおり学長候補者の選考（再任審査）を行います。

### 1 現学長の再任審査について

#### (1) 再任意思の確認

学長選考会議から現学長に再任意思の有無を照会するとともに、再任の意思のある場合は、「所信表明書」及び「学長の職務に係る業績調書」の提出を求める。

#### (2) 学長選考会議による審査

提出された調書等の審査及び面談を行い、それらを総合的に判断し、再任の可否を審議する。

#### (3) 選考基準

##### ア 求められる学長像

- (ア) 人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営し、大学の社会的使命を達成する上で、強い指導力を発揮できる者
- (イ) 大学の競争的環境の中で、本学の教育研究の高度化、社会との連携及び地域社会、国際社会への貢献を適切かつ効果的に推進することができる者
- (ウ) 教職員の意欲と創意を引き出し、本学の個性と特色を発揮することにより、本学の存在感を高めることができる者
- (エ) 公立大学法人における教学及び経営の最高責任者として、豊かな経験と優れた能力を有し、適切に大学を運営することができる者

##### イ 評価の視点

6つの観点（①本学の将来構想、②本学のマネジメント、③地域連携・地域貢献のあり方、④国際交流のあり方、⑤教育・研究又はその他の分野における職務上の実績、及び組織運営の実績、⑥対外インパクト）から総合的に評価する。

なお、再任審査の場合にあつては、現任期の業務実績についても審査対象とする。

#### (4) 学長に再任の意思がない場合等の取り扱い

現学長に再任の意思がない場合又は審議の結果再任を否と決定した場合は、新たな学長候補者の選考を行う。

### 2 新学長候補者の選考について（1の（4）の場合）

#### (1) 学長候補者の推薦要請

学長選考会議から本学経営審議会及び教育研究審議会に、学長候補者の推薦（審議会毎に2人以上5名まで）を要請する。

#### (2) 学長選考候補者の選考

学長選考会議は、両審議会から推薦をされた者に対し、学長候補者となることの意味を確認するとともに、「履歴書」、「業績調書」及び「所信表明書」の提出を求める。

学長選考会議は、提出された調書等の審査及び面談を行い、それらを総合的に判断し、学長候補者の選考を行う。

なお、選考の審査基準は、1の(3)の基準と同様とする。

### 3 選考(再任)結果の公表について

選考(再任)結果は本学ホームページに掲載するとともに、報道機関に公表する。

(再任の場合はH29.5月下旬頃、新たな学長を選考する場合はH29.10月頃を予定)

### 4 学長の任期について

#### (1) 現学長が再任する場合

平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年間)

#### (2) 新たな学長候補者を選考する場合

平成30年4月1日～平成34年3月31日(4年間)

※ 本学定款において、学長の任期は6年を超えない範囲内と定められている。(当初の任期は4年、再任は2年とし、以降の再任はない。)

### 5 公立大学法人公立鳥取環境大学学長選考会議について

経営審議会及び教育研究審議会から各3名選出された計6名により構成

#### <手続きフロー>

